

## 市民利用施設の適正な利用にご協力ください

いつも中川西地区センターをご利用頂き、ありがとうございます。

この度横浜市では、市民利用施設が根拠法令等に則った適正な利用がなされるよう、

- ・施設利用者に対して利用目的をしっかりと確認するべき
- ・ルールに反することのないよう、実際の利用状況の確認を行うべき

といった社会的要請の高まりを受けて、利用申請時あるいは利用時などにおける「適正な利用」の確認を、書面により利用の都度実施いたします。団体登録時に団体の活動内容について同様の確認を実施している場合でも、施設の利用時に改めて書面による確認を行います。

また、横浜市は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところです。適正な利用にあたり、何卒ご理解とご協力のほど、お願いいたします。

地方自治法第244条では、「公の施設」については、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではならない、利用について不当な差別的取扱いをしてはならない、と定める一方、各施設の設置目的に反した利用（利用の不許可事項に該当する利用）であれば、施設利用の許可はできず、発覚した場合には、許可を取り消し、又は施設の利用を制限、停止させることができる、と定めています。

※以下の記載内容をお読みいただき、確認のレ点をお願いします。

都筑区役所 地域振興課

電話 045-948-2238

.....（切り取り線）.....

（施設保管用）

### 中川西地区センター利用許可申請にあたっての確認書

利用を許可しない場合は、次の通りとします。

利用の許可を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき
- (5) 利用により多くの人数が集まることで交通の渋滞、その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき
- (8) 定員を超える利用のとき
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

☐ 利用の不許可の項目を確認しました

令和    年    月    日

団体名：

署名者氏名：

(利用者保管用)

## 中川西地区センター利用許可申請にあたっての確認書

利用を許可しない場合は、次の通りとします。

利用の許可を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき
- (5) 利用により多くの人数が集まることで交通の渋滞、その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき
- (8) 定員を超える利用のとき
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

以上、利用にあたり確認しました。